

論点の整理（修正後）

資料1(差替え)

協議会やこれまでの取り組みでいただいたご意見	差別解消のためのキーワード	差別解消のための視点
<p>・障害者に限らず、ケガ人や妊婦、高齢者などへの配慮がない場合もある。(委員意見)</p> <p>・事例には、障害がない人にとっても不愉快なものが含まれており、「障害による差別」とは何か整理する必要がある。(委員意見)(差別事例検討部会)</p> <p>・差別の問題は両方の話を聞かないと差別かどうか判断できない。(意見交換会)(差別事例検討部会)</p> <p>・差別をしたつもりがなくても、法律で差別にあたる行為であれば差別になる。その行為が差別であるかどうか共有が必要。(委員意見)</p> <p>・事例を収集するだけではなく改善案も考えよう。(委員意見)</p> <p>・差別が意図的なものか、無理解によるものか、ルールや制度が助長するのか、配慮の仕方がわからない、わかるができない・しないからなのかなど整理が必要。(委員意見)</p> <p>・障害を理由として正当な理由なくサービス提供等において、拒否、制限又は条件を付けるような「行為」を「不当な差別的取扱い」と捉えた。個人の思想や言論などの「心」に関わることを対象とはしない。(差別事例検討部会)</p> <p>・条例や事例集には、明らかに差別に該当する行為を定義づけ、これに当たる行為は「禁止」するということを市民等に周知することが必要。(差別事例検討部会)</p> <p>・社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられるべき措置を提供しないことを「合理的配慮の不提供」と捉えた。(差別事例検討部会)</p> <p>・合理的配慮に係る基準については、一律に決めることは難しく、一つ一つの事例を積み重ねて作り上げていく必要がある。(差別事例検討部会)</p> <p>・条例は差別した人を責めるようなものではなく、互いに暮らしやすくなるための「架け橋」のようなもの。(差別事例検討部会)</p> <p>・相互理解を図り、互いに歩み寄るための具体的な工夫や事例の共有が大切。認め合う社会。(ココロン・カフェ)</p>	<p>○共生する社会づくり</p> <p>○差別の定義の必要性</p> <p>○事例の分析が必要</p> <p>○相互理解の促進</p>	<p>差別とは何か理解し、共有する必要がある</p>
<p>・無理解から偏見が生まれるので障害のことを理解する機会を持つことが重要。(意見交換会)(ココロン・カフェ)(委員意見)</p> <p>・差別をなくすための啓発の仕組みが必要。(意見交換会)</p> <p>・街の中に障害者が出ていくことで啓発をしていく必要がある。(委員意見)</p> <p>・障害のこと・困った事などについて障害者から発信していくことが大切。(ココロン・カフェ)(意見交換会)</p> <p>・障害者からサービス等利用や合理的配慮の提供を求める旨の意思表示が必要。(ココロン・カフェ)</p> <p>・意思表示が難しい人の場合、障害特性等を踏まえたコミュニケーション等の支援が必要。(ココロン・カフェ)</p> <p>・相互理解を図り、互いに歩み寄るための具体的な工夫や事例の共有が大切。認め合う社会。(ココロン・カフェ)再掲</p>	<p>○障害理解の機会の確保の重要性</p> <p>○障害理解の促進、啓発</p> <p>○障害者からの発信</p> <p>○相互理解の促進</p>	<p>障害理解のための啓発が必要であり、特に障害当事者からの発信は重要である</p>
<p>・外見では分かりづらい障害の場合、理解や配慮が得られづらい。理解の促進が必要(意見交換会)(ココロン・カフェ)</p> <p>・障害の種別によって不自由さを感じる事柄が異なっている。同じ障害でも人によって状況が違い、必要な配慮も異なる。(意見交換会)(事例収集)(委員意見)</p> <p>・情報の入手に関することも含め、合理的配慮が得られず困ることがある。(委員意見)</p> <p>・手話通訳者の派遣範囲が広がればよい。手話通訳者を増やして欲しい。(委員意見)</p> <p>・バリアフリーやユニバーサルデザインの一層の促進が必要。(ココロン・カフェ)</p> <p>・役所、学校、病院、警察、公共交通機関等の職員の障害理解が必要。(委員意見)</p> <p>・障害を理由とする入店、乗車、サービス提供の拒否に関する体験事例。(意見交換会、事例募集)</p> <p>・意思表示が難しい人の場合、障害特性等を踏まえたコミュニケーション等の支援が必要。(ココロン・カフェ)</p> <p>・情報提供分野はあらゆるサービス提供等の根幹。それぞれの障害特性を踏まえた、より理解しやすい方法等により、丁寧に実施されるべき。(差別事例検討部会)</p> <p>・相互理解を図り、互いに歩み寄るための具体的な工夫や事例の共有が大切。認め合う社会。(ココロン・カフェ)再掲</p>	<p>○障害特性の啓発</p> <p>○合理的配慮の理解</p> <p>○ハード整備の必要性</p> <p>○合理的配慮の提供体制の充実</p> <p>○公的機関等の障害理解の促進、啓発</p> <p>○不当な差別的取扱いの禁止</p> <p>○相互理解の促進</p>	<p>障害特性を理解し、合理的配慮の提供を推進するとともに不当な差別的取扱いを禁止する必要がある</p>
<p>・年齢や所属するコミュニティなど、様々なレベルでの交流や体験、学習などの啓発活動を継続的に行う必要がある。(委員意見)</p> <p>・障害理解促進のためには小さいころからの教育が重要。(ココロン・カフェ)</p> <p>・地域行事に参加することで、地域の人に障害のことを理解してもらえた。(意見交換会)</p> <p>・障害者と市民が出合う場、話合いの場の創出や拡大が必要。(ココロン・カフェ)(委員意見)</p> <p>・ココロン・カフェの回数を増やして欲しい。また、様々な人に参加して欲しい。(ココロン・カフェ)</p> <p>・可能な限り市民を巻き込んでいく必要がある。(委員意見)</p> <p>・相互理解を図り、互いに歩み寄るための具体的な工夫や事例の共有が大切。(ココロン・カフェ)再掲</p>	<p>○障害理解の促進、啓発</p> <p>○教育の重要性</p> <p>○地域の理解促進</p> <p>○市民参画の必要性</p> <p>○相互理解の促進</p>	<p>市民・地域の理解を進める取り組みを行う必要がある</p>
<p>・職場で調子が悪い時には休憩室で休んでいいという配慮もあった。(意見交換会)</p> <p>・職場等で障害に対する配慮してもらい助かることがある。(委員意見)</p> <p>・職場で障害に対する理解不足・偏見がある。(委員意見)</p> <p>・障害者が安心して働くことができる、雇用する側が障害者を雇用しやすくなる環境整備が必要。(ココロン・カフェ)</p> <p>・支援者に子供扱いされたり、できることも「危ないから私やるから」と奪われると本当にできなくなる。(意見交換会)</p> <p>・これまでの経過等から事業者が抱えてしまう不安を解消するための仕組みづくり等が必要。(ココロン・カフェ)(グループインタビュー)</p> <p>・差別は障害者と事業者等とのコミュニケーション不足から生じていることが多いのでは。(ココロン・カフェ)</p> <p>・ハード及びソフト両面のバリアフリー化を進め、可能な限り障害者の受け入れ等を促進している分野がある一方、業務の性質、予算やマンパワー、周囲の理解など、様々な制約から障害者の受け入れが難しい分野もある。(グループインタビュー)</p> <p>・正当な理由に基づいて拒否等を行う場合においても、背景に障害者に対する偏見や無理解があることにより、サービス等の提供に積極的ではないということも推測できることから、改善策については、「心」に関わる部分についても検討が必要。(差別事例検討部会)</p> <p>・相互理解を図り、互いに歩み寄るための具体的な工夫や事例の共有が大切。認め合う社会。(ココロン・カフェ)再掲</p>	<p>○好事例の周知・拡大</p> <p>○事業者への障害理解の啓発</p> <p>○雇用・労働環境整備の必要性</p> <p>○事業者等の不安解消のための仕組みづくり等</p> <p>○相互理解の重要性</p>	<p>事業者の理解促進の必要がある</p>
<p>・目の前にある「困った」「生きづらい」「つらい」という現象を一つ一つ解消していく配慮、改善を積み重ねていく必要がある。(委員意見)</p> <p>・法務局、労働局等で救済措置等の仕組みがあるが不十分。差別解消のための救済機関を位置付ける必要がある。(委員意見)</p> <p>・障害者相談支援事業所等においても差別に関する相談に対応している。身近な場所で気軽に相談できるとよい。(委員意見)</p> <p>・相談窓口がたくさんあっても、それだけでは解決につながらない。誰が受け止めて、必要な支援につなげるかが大切。(委員意見)</p> <p>・障害者自身が差別や不利益を受けていることが理解できずにいる場合があり、支援が必要。(意見交換会)(委員意見)</p> <p>・自らの障害を受け入れることが困難な人もいる。(委員意見)</p> <p>・差別の問題は両方の話を聞かないと差別かどうか判断できない。(意見交換会)再掲</p> <p>・意思表示が難しい人の場合、障害特性等を踏まえたコミュニケーション等の支援が必要。(ココロン・カフェ)再掲</p> <p>・障害者と事業者等との間で中立的な立場で調整を行うコーディネーターが必要。(ココロン・カフェ)(差別事例検討部会)</p> <p>・相互理解を図り、互いに歩み寄るための具体的な工夫や事例の共有が大切。認め合う社会。(ココロン・カフェ)再掲</p>	<p>○障害者へのエンパワメント</p> <p>○障害特性に応じた代弁機能の必要性</p> <p>○個別事例の解決の必要性</p> <p>○相談機関、救済機関のあり方の検討</p> <p>○相互理解の重要性</p>	<p>支援や相談の体制を整える必要がある</p>
<p>・条例は差別した人を責めるようなものではなく、互いに暮らしやすくなるための「架け橋」のようなもの。(差別事例検討部会)再掲</p> <p>・障害者と市民が出合う場、話合いの場の創出や拡大が必要。(ココロン・カフェ)(委員意見)再掲</p> <p>・差別は障害者と事業者等とのコミュニケーション不足から生じていることが多いのでは。(ココロン・カフェ)再掲</p> <p>・障害者と事業者等との間で中立的な立場で調整を行うコーディネーターが必要。(ココロン・カフェ)(差別事例検討部会)再掲</p> <p>・相互理解を図り、互いに歩み寄るための具体的な工夫や事例の共有が大切。認め合う社会。(ココロン・カフェ)再掲</p>	<p>○相互理解の促進</p>	<p>相互理解を推進する必要がある</p>

差別解消の理念

- ・条例が目指す社会
- ・法・条約の理念
- ・罰則等の規定

など

「差別」について
の定義

- ・差別にあたる行為
- ・条例の対象者
- ・条例の対象となる分野

など

市民・事業者・
行政の役割

障害による差別
を解消する
ための取り組み
のあり方

- ・広報啓発
- ・不当な差別的取扱いの禁止
- ・合理的配慮の考え方
- ・コミュニケーション支援

など

相談支援体制
のあり方

- ・障害特性に応じた支援
- ・相談支援の体制
- ・あつせん・調整機関
- ・関係機関のネットワーク

など

濃い網掛け部分は1月の協議会での意見を反映。下線付き網掛け部分は主に1月の協議会以降の取り組みにおける意見等(一部以前の取り組みにおける意見含む)を追加。